

年管管発 1201 第 3 号
基徴収発 1201 第 1 号
平成 29 年 12 月 1 日

経済産業省経済産業政策局産業構造課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
〔 公 印 省 略 〕
厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長
〔 公 印 省 略 〕

関係団体等に対する社会保険制度及び労働保険制度の周知について
(協力依頼)

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、法人の事業所又は常時 5 人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険（労災保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主に加入義務を課しています。

しかしながら、各制度への理解不足から社会保険及び労働保険に加入していない事業所や、加入すべき事業所であることを知りながらも加入手続を行わない事業所が見受けられるところです。

社会保険制度及び労働保険制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点等から加入指導に取り組んでいるところですが、未適用事業所の解消を図り、強制保険としての役割を維持していくためには、幅広く制度周知を図り、制度に対する理解、協力を得ることが不可欠であり、各業の関係課及び各関係団体等にも、制度の周知にかかる協力をお願いしたいと考えています。

つきましては、今般、日本年金機構が実施した実態調査の結果、「社会保険の加入手続を行っていない」との回答があった事業所が見られたことも踏まえ、貴省の関係団体及び事業の許可（届出、指定、登録等を含む）受付窓口に対し、事業所へのリーフレット（別添 1）の配付の検討などを依頼していただくようお願いします。

なお、リーフレットを配付いただく際には、最寄りの年金事務所（別添 2 参照）へ必要部数と送付先を連絡していただくようお願いします。

[本取組についての問い合わせ先]

厚生労働省年金局事業管理課
厚生年金保険管理係 岸野 坊農
TEL : 03-5253-1111 (内線 3566)
厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
適用係 高田
TEL : 03-5253-1111 (内線 5156)

[適用要件等、制度一般についての問い合わせ先]

年金事務所照会先一覧 別添 2
都道府県労働局照会先一覧 別添 3